



国民健康保険加入者の皆さんへ

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3160 FAX229-5001

70～74歳の人へ高齢受給者証を送付

国民健康保険に加入中で70～74歳の人の自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月から新たに有効になる高齢受給者証を、7月中旬に送付します。医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証と併せて窓口で提示してください。

限度額適用認定証の申請を

国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して交付を希望する場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ申請してください。なお、8月以降有効となる認定証の申請は、7月8日から受け付けています。

申請は郵送でも可能です。窓口の混雑緩和にご協力ください。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
 - 個人番号が確認できるものと身分証明書
- ※郵送で申請する場合は写しを同封してください。

国民健康保険料の納付をお忘れなく

第1期(普通徴収)の納期限は8月2日(月)です。金融機関または郵便局、コンビニ、スマートフォンなどの専用アプリから納めてください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。また、納付が困難な場合は、保険医療助成課納付相談窓口(☎229-3161)または各総合支所市民福祉課(市民課)へご相談ください。



低所得の子育て世帯に1人5万円の給付金を支給 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)

問い合わせ 子育て世帯生活支援特別給付金臨時窓口 ☎229-3403 FAX229-3451

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、実情を踏まえた生活支援を行うため、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金を支給しています。



下のチャートをご確認いただき、申請が必要な人

は、来年2月28日(月)までに申請してください。
※すでに津市や他市町村で、ひとり親世帯への給付金を含む「子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した人は、申請できません。
※申請について詳しくは津市ホームページをご覧ください。申請書などの関係様式もダウンロードできます。



子育て世帯生活支援特別給付金

支給対象者の皆さんへ ～申請が必要？不要？～

給付金が受け取れます！



※特別児童扶養手当の対象児童の場合は20歳未満となります。

(支給対象者が公務員の場合は、申請が必要です)